

令和6年度第2回京都府地域クラブ部活動推進検討委員会

資 料 Ⅰ

京都府地域クラブ活動推進検討委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 地域スポーツ・文化芸術クラブ活動の在り方について、拠点地域（校）における実践課題の検証に広く意見を求めるため、「京都府地域クラブ活動推進検討委員会」を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は委員9名程度とする。

2 委員は、学識経験者、教育行政関係者、学校関係者、スポーツ団体関係者及び文化芸術団体関係者等のうちから京都府教育委員会教育長が選任する。

(委員の任期)

第3条 選任の日から当該年度末までとする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、議事の運営にあたる。

3 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委 員)

第5条 委員は、それぞれの専門分野について必要な意見を述べるものとする。

(その他)

第6条 本要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年7月26日から施行する。

令和4年4月1日 一部改定

令和5年5月1日 一部改定

「京都府地域部活動推進検討委員会」を「京都府地域クラブ活動推進検討委員会」に改称する。

令和6年度第2回京都府地域クラブ活動推進検討委員会【午前の部】

開催要項

- 1 趣 旨 地域スポーツ・文化芸術クラブ活動の在り方について、有識者等からの専門的な助言や府民としての意見を求め、部活動の地域連携・地域移行に係る方策を検討する。
- 2 日 時 令和6年10月28日（月）10時00分～12時00分 （受付 9時40分）
※オンライン併用
- 3 場 所 京都府庁 福利厚生センター 3階 第1会議室
- 4 参 加 者 (1) 委員（9名） ※50音順
柏木 佳久（京都府立桂高等学校長）
川合 英之（京都府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会幹事長）
國府 美幸（亀岡市立南桑中学校長）
中村 裕予（京都府スポーツ推進委員協議会）
長積 仁（立命館大学スポーツ健康科学部教授）
丹羽 寛美（京都府PTA協議会会長）
林 晃（京都府吹奏楽連盟理事長）
比護 信子（公益財団法人京都府スポーツ協会事務局次長）
廣田 康男（京都府市町村教育委員会連合会教育長部会世話人）
(2) 令和6年度地域クラブ活動推進事業関連自治体
（八幡市、宇治田原町、精華町、綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市）
(3) 京都府教育庁（保健体育課、学校教育課、関係各課、各教育局）
(4) 京都府文化生活部スポーツ振興課 ※オブザーバー
- 5 内 容 (1) 報告事項
令和6年度地域クラブ活動推進事業の事業実施状況について
ア 京都府教育委員会
イ 関連自治体（実証事業）
八幡市（運動部）、宇治田原町（運動部）、精華町（運動部・文化部）、
綾部市（運動部）、福知山市（運動部・文化部）、舞鶴市（運動部・文
化部）、宮津市（運動部）
(2) 意見交流
- 6 そ の 他
(1) 事前に関連自治体からの委員への質問を聴取、事前配付。当日意見交流予定
(2) 【午後の部】の「実証事業実施自治体による他市町（組合）教育委員会向け説明」への委員
の参加は任意とする。

令和6年度第2回京都府地域クラブ活動推進検討委員会【午後の部】
 ～ 実証事業実施自治体による他市町（組合）教育委員会向け説明 ～
 開催要項

- 1 趣 旨 府内の実証事業実施自治体による取り組み内容を共有し、各地域における部活動の地域連携・地域移行に係る検討委員会等での協議等を行う上での手がかりとすることを目的とする。
- 2 日 時 令和6年10月28日（月）13時15分～16時50分（受付 13時00分）
※オンラインのみ
- 3 場 所 オンライン開催
（本部）京都府庁 福利厚生センター 3階 第1会議室
- 4 参加対象 (1) 各市町村及び市町（組合）教育委員会 部活動地域連携・地域移行担当職員
(2) 京都府地域クラブ活動推進検討委員 ※任意参加
(3) 京都府教育庁（保健体育課、学校教育課、関係各課、各教育局）
- 5 内 容 (1) 説 明
令和6年度地域クラブ活動推進事業の事業実施状況について
ア 京都府教育委員会
イ 関連自治体（実証事業）
八幡市（運動部）、宇治田原町（運動部）、精華町（運動部・文化部）、
綾部市（運動部）、福知山市（運動部・文化部）、舞鶴市（運動部・文
化部）、宮津市（運動部）
(2) 質 疑・意見交流
- 6 日 程 13:00～13:15 受付
13:15～13:20 開会挨拶
13:20～13:30 説明 京都府教育委員会
13:30～14:20 説明及び質疑・意見交流
実証事業実施自治体Ⅰ（3自治体）
14:20～14:30 休憩
14:30～15:20 説明及び質疑・意見交流
実証事業実施自治体Ⅱ（2自治体）
15:20～15:30 休憩
15:30～16:30 説明及び質疑・意見交流
実証事業実施自治体Ⅲ（2自治体）
16:30～16:45 まとめ
16:45～16:50 閉会挨拶

スポーツ庁・文化庁委託事業
京都府地域クラブ活動推進検討委員会における事業実施状況報告（概要）

京都府

1：地域における現状・課題、地域で考えられる資源等

- ・地域クラブ活動の地域連携・地域移行についての周知徹底に向けて、市町村の取組の進捗状況を把握し、必要な指導助言等を行う。
- ・指導者の確保、質の向上 → 人材バンクの研究、核関係団体等と連携を図り研修会を実施
- ・府立高等学校附属中学校の現状把握及び意識調査するとともに府立高校の施設活用を模索

2：どんな仕組みづくり、ゴール設定をして、どこに向かっているのか。（めざす姿、ロードマップ等）

【京都モデル】（京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針 P.3）

★ 地域への新しい活動スタイル（地域クラブ活動）

1. 多様な子どもたち一人一人を大切に、誰一人取り残さず、個性や能力を最大限伸ばすという視点を踏まえ、持続可能な学校部活動の存続が難しい状況にある地域・学校・学校部活動の子どもたちが、新しい活動の機会においても、自発的に自分の希望するスポーツ・文化芸術活動に継続して取り組むことができるスタイルを目指す。
2. 子どもたちの成長を見守り支えてきた学校・家庭・地域のコミュニティのそれぞれの強みを活かし、持続可能な学校部活動の存続が難しい状況にある地域・学校・学校部活動の子どもたちが、新しい活動の場においても、安心して自分の希望するスポーツ・文化芸術活動に継続して取り組むことができるスタイルを目指す。
3. 子どもたちの「よしっ、さあ、やってみよう」という「スポーツごころ」[※]のはぐくみは、文化芸術活動にもつながる心のありようであり、すべての子どもたちが、新しい体験の機会を通して、自分に適したスポーツ・文化芸術活動の新しい発見やより親しむことができるスタイルを目指す。

★ 学校での新しい活動スタイル（学校部活動）

1. 学校部活動の目的を十分に果たし、子どもたちにとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築が徹底されるスタイルを目指す。
2. 少子化子どもたちの多様なニーズに対応し、多くの子どもたちの活動が行われるスタイルを目指す。
3. スポーツや文化芸術活動が苦手な子どもたちや障害のある子どもたちが参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦が大切にされるスタイルを目指す。
4. 学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に開き速やかに改革に取り組み、生徒・保護者・教員等の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境が整備されるスタイルを目指す。

★ 単に学校部活動を学校から切り離すということではない。新しい活動スタイルの将来像

1. 新しい活動スタイルの主体は子どもたちであり、その子どもたちがマイスポーツや文化芸術活動に親しみ幸せを実感する。
2. ライフスタイルが好転した教員の学校教育活動の質の向上に向けて、また、自身の指導力を地域に生かして幸せを実感する。それを支える地域社会が幸せを実感する。

【ロードマップ】（京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針 P.9）

休日部活動の段階的な地域連携・地域移行			
子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の存続が難しい状況にある地域・学校・学校部活動から着手			
子どもたちにふさわしいスポーツ・文化芸術活動を着実に増加			
年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
京都府	コーディネーターの配置及び地域連携・地域移行の状況把握		休日の地域クラブ活動の検証と平日の地域連携・地域移行の可能性の検討
	京都府地域クラブ活動推進検討委員会の審議設置		
	府立附属中学校の現状把握及び意識調査	府立附属中学校の休日部活動整理	府立附属中学校における新しい活動スタイルへの移行
	開放型地域クラブの新規設置		
	府立学校施設の活用整理	府立学校施設の活用促進	持続可能な体制の支援
	人材バンクの研究	人材バンクの設計	
	府立向上等の指導者研修会の開催		中学生向け地域クラブ活動ガイドブックの作成

スポーツ庁・文化庁委託事業
京都府地域クラブ活動推進検討委員会における事業実施状況報告（概要）

3：昨年度を（過去を）踏まえて、今年、反映しようとしていること。工夫したこと。次はこんなビジョンをもっている。（めざす姿に対して、「過去、現在、未来」を考える。）

取組	R5	R6	R7以降
京都府推進指針の作成・周知	①「指針」の作成・発出 ②「部活動指導指針」の一部改正 ③市町（組合）教育委員会ヒアリング（8～9月） 【ねらい】 ・府が目指す推進方針の明確化 ・地域の実情を踏まえた方針の作成 ・各地域での取組の推進	①市町教委・首長部局向け指針の説明動画配信 ②府スポーツ協会連携による市町村スポーツ協会及び競技団体への説明 ③市町村の実態調査・フォローアップ ▼コーディネーターの配置及び状況把握 ▼ヒアリングの継続実施、必要な指導助言等 【ねらい】 ▼R5発出の指針に基づく取り組みの推進 ▼指針発出後のフォローアップ ▼コーディネーター配置による、地域の実情に応じた、具体的な実態把握、指導助言を行う。	▼京都府の部活動改革の取組状況の定期的なフォローアップ ▼全国の進捗状況等を勘案・見直し等 【ねらい】 各地の推進状況、国の動きも注視し、見直し等行う。

● 運営体制図

